

高等学校における「通級による指導」の新規設置校等について

令和9年度から宇和高校で、「通級による指導」を実施する。内容は次のとおり。

1 対象

実施校に在籍する発達障がいのある生徒

2 指導の内容

特別の教育課程により、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導（自立活動）を通常の教育課程に加えて行う。

3 実施形態

自校通級

4 実施状況

宇和高校に導入することで、これまで設置のなかった八幡浜市、西宇和郡、西予市在住の生徒を主な対象として、通級による指導を実施することができる。これにより県立学校振興計画で示す8地区の全てで実施することとなる。

地区	四国中央	新居浜	西条	今治・越智	松山・伊予・上浮穴	大洲・喜多	八西・西予	宇和島・南宇和
学校名	土居 R7	新居浜商業 H30	西条農業 R7	今治南 R8	東温 R6	長浜 R1	宇和 R9	三間分校 R2 北宇和 R7

【参考】通級による指導について

1 対象

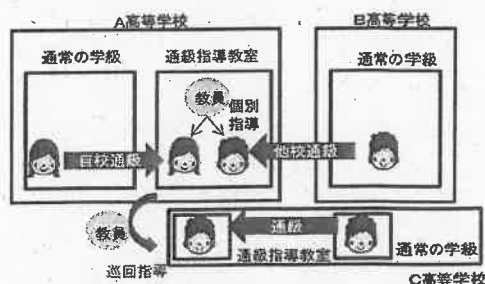
言語障がい、情緒障がい、発達障がい（自閉症、LD、ADHD）、弱視、難聴、肢体不自由、病弱及び身体虚弱があるもののうち、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

2 実施形態

【自校通級】自校に設置された通級指導教室で指導を受ける。

【他校通級】生徒が他校の指導教室に通う。

【巡回指導】通級指導教室担当教員が他の学校へ出向く。



3 特別の教育課程

(1) 障がいに応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、または選択教科・科目の一部に替えることができる。

(2) 障がいに応じた特別の指導に係る習得単位数を、年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる。

●加える場合の例（授業時数が増加する）			
通常の学級に併設する 特別指導教室 (11単位)	総合的な学習の時間 (2単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた特別の指導 (7単位)
授業時数が増加			
●替える場合の例（授業時数が増加しない）			
通常の学級に併設する 特別指導教室 (11単位)	総合的な学習の時間 (2単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた特別の指導 (7単位)
授業時数が増加しない			

※障害に応じた特別の指導：年間7単位まで

（文部科学省資料による）